令和５年５月２日

保護者の皆様

鳴門教育大学附属小学校長
若　井　ゆ　か　り

新型コロナウイルス感染症の５類感染症への移行後の学校教育活動について（お知らせ）

若葉の候，保護者の皆様方にはますますご清栄のこととお喜び申しあげます。日頃は，学校教育活動にご支援をいただき，心より感謝申し上げます。

さて，５月８日をもって，新型コロナウイルス感染症が５類感染症に移行されることとなりました。それに伴い，文部科学省より，「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」の改訂の通達がありました。

本校では，この通達をもとに，学校教育活動の継続を前提とした上で，感染状況に応じた感染対策を行うこととなりましたので，次のことについてご理解とご協力をお願いします。

１　マスクの着用について

学校教育活動に当たって，マスクの着用を求めないことを基本とします。

校外学習等において医療機関や高齢者施設等を訪問する場合など，マスク着用を推奨することがあります。

※一時的に場面に応じた適切なマスクの着用を広く呼びかけるなど，より強い感染対策を求めることもあります。

２　健康観察票について

５月の健康観察票については提出の必要はありません。また，６月より健康観察票は配布しません。ご家庭においては，児童の検温等の健康状態を観察いただき，発熱や咽頭痛，咳等の普段と異なる症状がある場合などは登校させないようにしてください。

３　お子様が新型コロナウイルス感染症に感染した場合

お子様が新型コロナウイルス感染症に感染した場合の出席停止期間は，「発症した後５日を経過し，かつ，症状が軽快した後１日を経過するまで」が基準となります。詳しくは，医療機関の指示に従ってください。

４　濃厚接触者の取り扱いについて

濃厚接触者としての特定は行いません。濃厚接触者であっても新型コロナウイルス感染症が確認されていない者については，出席停止の対象とはなりません。

ただし，「感染が不安である」，「同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいる」などの事由があり，学校を休ませたいときは，学校にご相談ください。